

### ○商工会から税理士会個別指導会のお知らせ

下記の日程にて開催しますので、お時間をご確認頂き、ご出席下さい。

日 時 平成29年3月 7日(火)・8日(水)

9:00~16:00 ※各事業所毎

※日程、時間に不都合がありましたら商工会へ御連絡下さい。

場 所 飯舘村商工会 相馬郡飯舘村草野字大師堂 81

講 師 東北税理士会 相馬支部 中原和夫税理士

#### 所得税関係持参物

- ① 青色申告決算関係書類 ② 確定申告書類 ③ 現金出納帳 ④ 経費帳
- ⑤ 各種証明書 ※控除証明書がない場合は、各保険料の控除が受けられません。  
(国民健康保険・年金保険料、小規模企業共済、生命保険料、介護医療保険料、地震保険料等)
- ⑥ 公的年金等の源泉徴収票 ⑦ 給与所得のある方は給与所得の源泉徴収票
- ⑧ 専従者並びに扶養する方の氏名・生年月日・住所(16歳以下含む)
- ⑨ 本年度の確定申告書(予定納税額が記入されています。)
- ⑩ 東電賠償金内訳(合意書と一緒に同封されてきた書類です。)

本年より、申告者本人、専従者、扶養親族(16歳以下含む)の個人番号が必要となります。  
申告者本人は個人番号カードの写し、もしくは通知カードと身元確認書類の写しが必要です。

#### 消費税持参物

- ① 消費税申告書
  - ◆簡易課税申告者…H28年分の課税売上高を把握して下さい。
  - ◆本則課税申告者…H28年分の課税売上高及び課税仕入高を把握して下さい。  
H28年中に減価償却資産を購入した方は、契約書等



### ○活動報告

石材部会で横浜方面へ2月5日~6日の2日間に渡り視察研修を行いました。

横浜中華街でのランチ、氷川丸船内見学、箱根ロープウェイで大涌谷へと充実し2日間となりました。



# 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金 第3次公募が始まりました

福島県では、原子力災害により被害を受けた事業者が、事業再開（転業含む）や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行なう場合に、その事業に要する経費の一部を補助します。

3次公募が開始されましたので、申請をご希望の方は商工会へお問合せください。

## ○補助対象事業

① 12市町村内において、事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合。

② 原子力災害後休業していた者 又は 休業していたとみなせる者（※）で、12市町村外（県外を含む。）において事業再開等を行う場合

※ 休業していたとみなされるとは、公募開始日前に終了した直近の事業年度に係る売上高が、平成23年3月11日前に終了した直近の事業年度に係る売上高と比べて50パーセント以下であること。ただし、12市町村内で既に事業再開を行っている方は「休業していたとみなせる者」に含まれません。

## ○補助金額 限度額：1,000万円

ただし、12市町村内において事業再開を行う場合で、市町村が策定する復興計画に沿ったものとして、国が定める要件を満たすことを市町村が確認した申請については、補助対象事業費を3,000万円以内とすることができます。なお、「市町村復興計画確認書」は、公募締め切り日2週間前までに市町村に依頼することが必要です。

○補助率 ①の場合：補助経費の3/4以内 ②の場合：補助経費の1/3以内

○公募期間 平成29年2月13日（月）～3月27日（月）（当日消印有効）

※ なお、交付申請書様式は第3次公募より一部変更となっております。旧様式での申請は受け付けられませんので、ご注意願います。

※ 申請書の内容の確認や補正、審査会開催などを行うことから、公募を締め切ってから交付決定まで3～4か月程度かかる見込みです。事前着手（発注・購入・契約など）はできません。

※ 車両に会社名を入れるための費用やドアバイザー・ラバーマットは対象とします。（車両・重機には原則として会社名を入れてください。）

※ 上記以外のオプションについては必要性があると認められる場合に補助対象となります。

**申請を検討されている方はお早めに商工会へ御連絡・ご相談下さい。**

お問い合わせ：飯舘村商工会 ☎0244-26-7957

# 日本政策金融公庫より融資のお知らせです

## - 東日本大震災復興特別貸付 -

東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一本化し、融資限度額や金利引き下げ措置等を大幅に拡充したものです。とりわけ、直接・間接的に被害を受けた方に対しては、「別枠」をご用意しております。更に、風評被害等による影響から資金繰りが著しく悪化している方も貸付対象としています。

### 支援対象

震災により直接被害を受けた方／原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有する方  
間接被害を受けた方(上記の対象者の方と一定以上の取引がある方)  
その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)

### 貸付機関

日本政策金融公庫(国民生活事業)

利用対象者	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率
・震災により直接被害を受けた方 ・原発事故に係る警戒区域等(注1)内に事業所を有する方	【国民生活事業】 6千万円(上乘せ)	設備資金 20年以内 (5年以内)	基準利率より0.5%引下げ 融資後3年間は、1億円(注2)まで基準利率より1.4%引下げ
	【中小企業事業】 3億円(別枠)	運転資金 15年以内 (5年以内)	
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 15年以内 (3年以内)	基準利率より最大0.5%引下げ(注3) 融資後3年間は、3千万円まで基準利率より最大1.4%引下げ
その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)	【国民生活事業】 4千8百万円	設備資金 15年以内 (3年以内)	基準利率より最大0.5%引下げ(注3)
	【中小企業事業】 7億2千万円	運転資金 8年以内 (3年以内)	

(注1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

(注2) 中小企業事業の場合は1億円、国民生活事業の場合は3千万円。

(注3) 売上高等の減少で0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ

基準利率：1.31% (平成29年2月10日現在)

また、事業所が全壊・流出した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては貸付後3年間、利子補給(利子分の返金制度)により実質無利子化されます。

お問い合わせ：飯舘村商工会

☎0244-26-7957

## ○建設機械等運転技能講習会補助事業のご案内

先月号でも案内しておりますが、建設機械等技能講習会を実施しております。

昨年度の技能講習では対象外となっていた中型・大型運転免許取得についても補助対象と致します。つきましては、村の復旧・復興に寄与するために、資格取得に取り組みますようご案内致します。

- 補助対象者 : 飯舘村商工会の会員事業所に従事する方（事業主・役員・先住者・従業員）で、平成28年4月1日以降に、建設機械等運転技能講習等を修了した方
- 対象講習等 : 建設業職長・安全衛生責任者教育、刈払機取扱い作業安全衛生教育、玉掛け技能講習、小型移動式クレーン技能講習、フォークリフト運転技能、車両系建設機械（整地運搬等）運転、車両系建設機械（不整備運搬等）運転、伐採等の業務に係る特別教育（チェーンソー）、高所作業運転技能講習、大型特殊免許、中型・大型運転免許（小型移動式クレーン・玉掛けの所持者又は修了者） 他
- 対象経費 : 建設機械等運転技能講習の受講料の2分の1（テキスト代を含む）  
中型・大型運転免許の受講料の4分の1（テキスト代を含む）
- 添付書類 : 修了証・運転免許証の写し（両面）・受講料領収書の写し  
※ 用紙はA4版に統一して下さい。
- 書類提出先 : 以前送っている申請書にご記入の上、添付書類とともに商工会へご提出ください。 **平成29年3月24日（金）まで**

お問い合わせ：飯舘村商工会 ☎0244-26-7957

## ○あなたも家族もまるごと守る！頼れる補償の商工会の福祉共済にご加入ください！

職種・年齢・性別問わず月額2,000円～の掛金で充実補償。さらに医療特約（月額1,000円）追加すれば、病気での入院も補償します。仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ・病気など幅広く対応しており、商工会会員とその従業員、家族が対象となります。

天災（ケガの補償）先進医療補償、「がん」の補償プラン、「生命」保障などヒトに関する補償（保障）が総合的に準備できます。

詳細は、商工会までお問合せください。



特別な制度  
なんです！

**大切な、商工会会員の皆さま、  
だからこそ加入できる特別な制度です！**

全国商工会会員福祉共済はライフスタイルと必要補償額に応じて、加入プランをご検討いただけます！